

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. マレーシア投資開発庁

マレーシアに製造業や一部のサービス業で進出する際の窓口は、マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority : MIDA) となっている。MIDA は、国家の産業発展の促進と調整を担う、国際通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry : MITI) 傘下の機関である。

但し、業種や設立形態によっては MIDA 以外の監督官庁が窓口となる場合がある。流通取引・サービス (卸・小売業、流通業、外食業、サービス業) は、国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism : MDTCC) において「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン (Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia : MDTCC ガイドライン)」が定められている。

図表 6-1 業種、設立形態ごとの申請先

製造業	マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority : MIDA)
卸・小売業、販売、レストラン、サービス	国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism : MDTCC)
観光業	観光・文化省 (Ministry of Tourism and culture Malaysia)
運送業	陸上公共交通委員会 (Land Public Transport Commission)
	税関 (Royal Malaysian Customs)
建設業	建設業開発庁 (Construction Industry Development Board : CIDB)

(出所) JETRO「マレーシア ビジネスガイド」より

2. 最近の動き

2010年10月、「経済改革プログラム (Economic Transformation Program : ETP)」が実施された。ETPにおいて、2020年の先進国入りを実現させるため、マレーシアの経済発展を牽引する12の重点分野 (National Key Economic Areas : NKEAs) が指定されている。加えて、地域経済格差の是正を目的とした5大経済開発地域の計画が2006年以降着手されており、投資を集めている。

また2009年にナジブ政権が発足して以降、サービス分野での規制緩和が進んでいる。

(1) 12の投資奨励業種

12の重点分野（NKEAs）は11の重要産業と1つの重点地域で、国内外あわせて1.4兆リンギ規模の投資実行を目標としている。マレーシア政府は1.4兆リンギのうち、政府の負担分は1割、9割は民間が担うことを想定している。民間からの投資額の内3割を外国企業が占めることを期待している。

11の重要産業の中では、輸出額の3分の1を占める電機・電子産業の高度化や、年率10%以上の規模で成長している医療ツーリズムの振興を目指すとされている。

唯一地域都市として挙げられた「クアラルンプール圏開発」では、同国GDPの3分の1を占める首都のクアラルンプールが、改めて経済成長の中心地として位置付けられた。同地域での重点項目には、大量高速輸送システム（MRT）の導入とその波及効果や、イスラム金融のハブとして国際金融地域の創設がある。

図表 6-2 政府が掲げる12の重点分野

1	石油・ガス	国営石油会社ペトロナスの国際開発事業拡大
2	パーム油	パーム油加工産業開発で世界のパーム油のハブ化
3	金融サービス	国際イスラム金融センター戦略
4	卸小売	中間層拡大に伴う、スーパー、コンビニ等の近代化
5	観光	エコツーリズム振興
6	情報通信技術	ICT普及、情報通信の教育訓練
7	教育サービス	留学生確保のための大学制度改革
8	電機・電子産業	産学連携による研究開発、職業訓練センター設立、技術力ある中小企業支援
9	ビジネスサービス	建設・環境分野への支援
10	民間医療	医療観光振興(毎年100万人の外国人受け入れ)
11	農業	規模の経済、IT利用による農業加工産業振興
12	クアラルンプール圏開発	大量高速輸送サービス整備、イスラム金融を主流に国際金融センター化構想

(出所) マレーシア中央銀行より作成

(2) 5大経済地域

マレーシアでは西海岸部を中心に経済発展している一方で、東海岸部や東マレーシアでは開発が遅れている。このような地域格差を是正するため、政府は地域の特色を活かして投資誘致に注力し、開発プロジェクトを進行させている。北部回廊経済地域、東海岸経済地域、イスカンダル・マレーシア、サラワク再生可能エネルギー回廊、サバ開発回廊の5地域が経済開発地域として設定されている。

北部回廊経済地域（Northern Corridor Economic Region：NCER）

北部回廊経済地域はペルリス州、ケダ州、ペナン州、ペラ州北部を含む地域で、農業、製造、観光、物流産業を重点分野としており、住民の所得向上、雇用創出などにも注力する。地域の中心であるペナン州は電機・電子産業の進出が多いことから域内のハイテク電子

産業ハブとなることや、農業分野では近代的な食糧生産地域となることを目指している。ペナン島やランカウイ島の観光資源を拡充させ、観光業収益の引き上げも行う。

東海岸経済地域 (East Coast Economic Region : ECER)

トレンガヌ州、クランタン州、パハン州の東海岸回廊経済地域では資源が豊富なため、石油、ガス、石油化学や観光、農業、教育、製造分野を開発の柱としている。2008年の立ち上げ期から、2013年8月時点ですでに500億リンギの投資が誘致されており、パハン州のクアンタン港拡張事業など重要インフラ整備案件が進行中である。また、鉄道の東海岸線の事業化調査は2012年7月に完了している。

イスカンドル・マレーシア (Iskandar Malaysia)

イスカンドル・マレーシアでは、シンガポールに隣接しているジョホール州南部においてシンガポールの3倍の地域を開発しており、シンガポールと同一の経済圏としての発展が期待されている。地域をA~Eの5地域に分け、A地区はシティーセンターとして金融・行政地域、B地区(ヌサジャヤ)は商業、住宅、教育、医療機関、C地区はタンジュンペラパス港周辺に物流拠点を開発、D地区はパシルグダン港周辺で工業団地や化学、電機、バイオ関連企業を誘致、E地区には空港があり、ハイテク企業の誘致や物流拠点としての開発を行う。

サラワク再生可能エネルギー回廊 (Sarawak Corridor of Renewable Energy : SCORE)

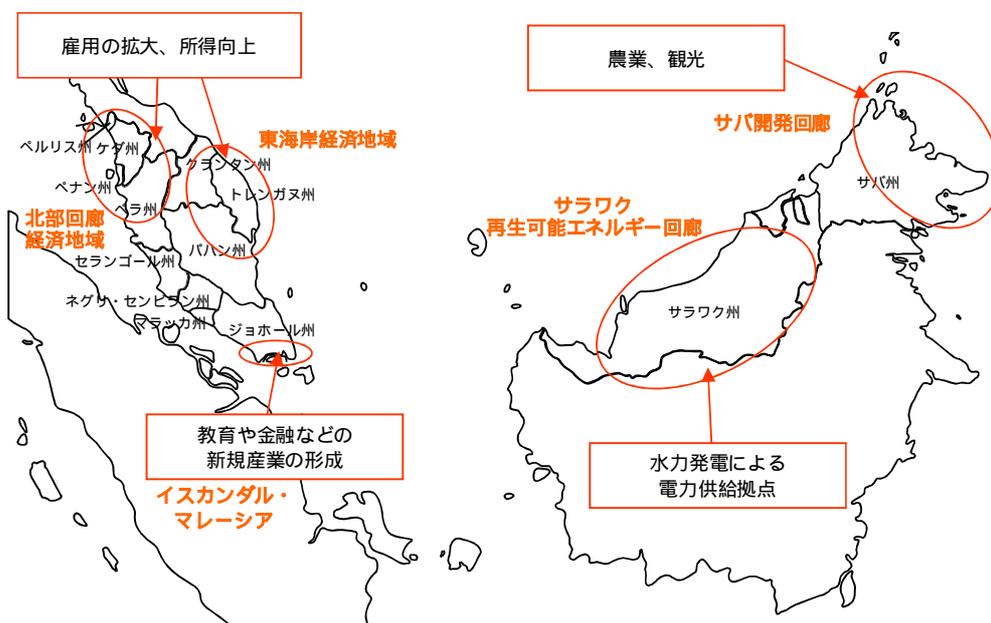
サラワク再生可能エネルギー回廊では、ボルネオ島の山岳地帯を利用した水力発電や石炭、天然ガスなどの豊富なエネルギー資源を活かして、電力消費の多いアルミニウム産業や金属・ガラス産業を優先して誘致している。重工業地域、回廊の中心都市、工業用港湾の3地域を重点的に開発する計画である。

サバ開発回廊 (Sabah Development Corridor : SDC)

州の大半がジャングルのサバ州には、世界遺産のキナバル国立公園や東南アジア最高峰であるキナバル山、州都周辺にビーチリゾートがある。このような環境を活かし、サバ開発回廊では観光や物流、農業、製造分野をバランスよく発展させる方針である。観光産業に加え、物流コストの改善や、高付加価値農産物の生産、石油・パーム油・ガス関連産業の誘致も目指している。

各経済地域において、それぞれの地域開発委員会政府が投資優遇策を提案しており、地域ごとに税や公共料金の減免、補助金などを用意している。

図表 6-3 政府が投資誘致に注力する地域と注力分野



(出所) MATRADE、MAPIO より作成

(3) サービス業の規制緩和

2009 年以前は、非製造業の出資比率はブミプトラ資本が 30%以上である必要があった。2009 年 4 月にナジブ首相が就任して以降、それまでのブミプトラ政策が改革され、その一環として外資規制を緩和する政策がとられている。2009 年 4 月 22 日にはサービス産業の自由化が発表され、観光、輸送などを含む 27 業種の規制が撤廃された(図表 6-5)。金融・保険なども 2009 年 4 月 27 日に資本規制が緩和され、投資銀行、イスラム銀行、保険会社、イスラム保険に対する外資出資比率が 49%から 70%まで引き上げられた。その後、2009 年 6 月 30 日には、外国投資委員会 (Foreign Investment Committee : FIC) が 2008 年 1 月 1 日に発出した「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン」が撤廃され、FIC は解散した。但し既存会社では、他の所轄官庁発行によるライセンス等に記載された資本条件は引き続き有効となる。2012 年以降、さらに教育、医療などサービス 17 業種の出資規制が段階的に撤廃されている(図表 6-7)。

図表 6-4 サービス業にかかる外資規制緩和の動き

発表時期	規制緩和	詳細
2009年4月	サービス産業27分野における規制撤廃	図表 6-5
2009年4月	金融分野の自由化	図表 6-6
2009年6月	外国投資委員会 (FIC) による外国資本のガイドラインを撤廃	-
2010年5月	流通サービス分野のブミプトラ資本規制の緩和	-
2011年10月	サービス産業17分野における規制を段階的に撤廃	図表 6-7

(出所) 各種資料より作成

図表 6-5 2009年4月22日に発表され自由化されたサービス産業 27 業種

コンピューター及び関連サービス	
1	ハードウェア導入に関する相談サービス
2	ソフトウェア実行サービス（システム・ソフトウェアコンサルティング、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンス）
3	データ処理サービス（入力作成、データ加工・表作成、時間分割、その他加工サービス）
4	データベースサービス
5	メンテナンス・修理サービス
6	その他サービス（データ準備、訓練、データリカバリ、クリエイティブコンテンツ開発）
健康・社会事業サービス	
7	獣医サービス
8	老人・障害者向けの養護施設での社会福祉サービス
9	子供向けの施設での社会福祉サービス
10	障害者向けを含む子供向けのデイケアサービス
11	ホテル・レストラン（4つ星、5つ星のみ）
12	食品提供サービス（4つ星、5つ星ホテルが提供するもののみ）
13	Cクラスの貨物輸送（自家用輸送、自社製品輸送目的）
スポーツ及びその他レクリエーションサービス	
14	スポーツ関連サービス（スポーツイベントプロモーションと組織サービス）
15	障害者向けの職業リハビリテーションサービス
16	会議・展示会センター（収容規模5,000人以上）
17	旅行代理店、ツアー運営サービス（国内旅行のみ）
18	テーマパーク
観光サービス	
19	4つ星・5つ星ホテル内での飲料提供サービス
輸送サービス	
20	国際調達センター
ビジネスサービス	
21	地域流通センター
22	技術検査・分析サービス
23	経営コンサルティングサービス（一般、ビジネス税務を除く金融、マーケティング、人的資源、生産、PRサービス）
オペレーターを伴わないレンタル・リースサービス	
24	カボタージュ・オフショア貿易を除く船舶のレンタル・リースサービス
25	船員の乗り組まない国際配送用貨物船（裸用船）のレンタル
運送支援・補助サービス	
26	海上エージェントサービス
27	船舶の引き揚げ、離礁

（出所）MIDA より作成

図表 6-6 金融分野の自由化(2009年4月27日発表)

1	銀行ライセンスの新規発行	商業銀行分野で外資にライセンスを発行、イスラム銀行ライセンス2件を外資へ付与、家族向けのイスラム保険業務について新たに免許を公布
2	外資出資規制の緩和	投資銀行やイスラム銀行、保険会社、タカフル保険運営者（イスラム保険）に対する外国資本の出資制限を49%から70%に緩和
3	運営・営業の緩和	1990年ラブアン・オフショア銀行法に基づく持ち株会社には、2009年6月以降、運営・管理事務所をクアラルンプールに設置することを許可、等

(出所) JETRO より作成

図表 6-7 2012年以降外資規制が撤廃されるサービス産業 17 業種

	分野	自由化の時期
1	通信サービス(アプリケーション)	2012年
2	通信サービス(ネットワークファシリティ・プロバイダ及びネットワークサービス・プロバイダライセンス)	
3	技能訓練サービス	
4	私立病院サービス	
5	デパート・専門店	
6	焼却サービス	
7	経理・税務サービス	
8	宅配サービス	
9	技術・職業中等教育サービス	
10	特別支援教育の必要な学生を対象とした技術・職業中等教育サービス	
11	インターナショナルスクール	
12	大学ステータスを有する私立高等教育サービス	
13	個人診療所の専門医療サービス	
14	個人診療所の歯科医療サービス	
15	法務サービス	2013年
16	建築サービス	
17	エンジニアリングサービス	

(出所) MIDA、国際通商産業省等より作成

ひとくちメモ (5) : MIDA との交渉が鍵となる

投資優遇策を多数有するマレーシアだが、どの優遇を選択し、適用すればいいか。企業は、進出や拡張に際して、MIDA に相談、交渉をすることが欠かせない。MIDA に適切に自社製品の説明をし、いかにマレーシアに利益をもたらすかを伝えることができれば、日本人従業員枠の拡大や、外国人労働者の増員、税優遇期間の延長など、投資インセンティブを獲得することができるようだ。但し、MIDA の担当官は技術者ではないため、説明には苦労することもあるとの声も聴かれた。

ひとくちメモ (6) : 医療分野で外国人を取り込む

マレーシアで、医療ツーリズムが成長している。医療ツーリズムとは、医療を受ける目的で海外へ渡航することである。

マレーシアでは 1998 年より医療ツーリズムに取り組んでいる。マレーシア政府は現在、2020 年までの先進国入りするために 12 の重点分野を掲げており、その一つとして「民間医療」が挙げられている。民間医療分野を成長産業として育成し、医療ツーリズムで毎年 100 万人の外国人を受け入れたい考えだ。保健省傘下にある医療ツーリズム促進機関 Malaysia Health Tourism Center によると、2012 年には 67.1 万人が医療目的でマレーシアを訪れており、2007 年の 34.1 万人のほぼ倍の人数となっている。

医療ツーリズムにおけるマレーシアの魅力は、先進国の医大などで技術を習得した医師が多いことや、先端医療設備が整っていること、費用が比較的安いこと、ホスピタリティ精神が高いことなどが挙げられる。また、英語を含む複数の言語が通じることにもメリットといえる。

民間病院の大手各社は、患者が多い出身国のスタッフを雇用し、広告の掲載やウェブサイトを充実させるなど、病院の充実やアピールにも力を入れている。



写真：病院のラッピング広告（モノレール）